の擬議の際提出せられたる勞資四人宛の委員を選出して協定せんとする所謂賀川案の如き又今回賀川案として出でたる工場委員

制度と

共に殆ど協調會の立案せるものにして協調會として出だすは一方の反感を誘起すべきを慮りたるが爲めで右に付添田氏を訪へば藤永田平議に就ては一切口を緘じて語らざれど一度工場委員制度に關す

ない、飽迄も相談は相談であつて委員の同數は勿論決定權も委員の自由意志を尊重し圓滿なる解決を得やうとするもので決して勞資一方の道具にのみ利用せられるものではない、又工場內のみの委員制度の上に一地方に大なる委員制度を設け、恰も商業會議所の如く、之には勞資は元より行政官も學者も加盟して愈々

公平を

期する樣にしたいと思ふが今はまだ成案もしないし十分の御話も出來ないが決して協調會であるから勞資の何れに傾倒することなく新時代い適應した嚴重公正なる成案を示したいと思つてゐる

會見三時閉會の後午後五時同志の待構けてゐる西區四貫島町香川炭店に引揚げ協議會を開いた、而して會社側は十八日も依然たる職工の怠業狀態に鑑み此際整理の必要と彼等の反省を促すため第三日曜(定休日)明けの二十日から向ふ三日間臨時休業する事に決し千三百餘名の職工に左の手紙を配布した

通知

拜啓過日來當會社職工代表者より度々の御申出で有之候ひしも當方としては最初に於て十分愼重詮議の上御回答致候次第にて此上如何とも致し難く其邊の事情御諒解を得るため凡ての手段を盡したるは御承知の事と存じ候然るにも拘らず今尚ほ怠業を繼續され復業の氣配もなきは遺憾至極に存じ候就いては已むなく來る二十日より二十二日迄三日間臨時休業致し此の間に各位の御勘考を求むることに致候間御承知相成度く此段御通知申上候也

六月十八日

株式會社 住友電線製造所

會見を了つた山下理事は語る

新要求書の宛名は住友合資會社となつてゐるが電線は株式會社の法人組織であつて個人經營の住友合資會社の受付ける性質のものでないから刎ねつけた、昨今の同職工の態度は甚だ平穩を缺き、第一要求條件中の要目となつてゐる團體交涉權に就いても餘りに諒解が無さ過ぎる、左樣なものを受付けるさへ迷惑至極な話で勿論日給三十錢增、解職手當等の問題は今後とも一切會社の態度は不變で彼等が反省するまで三日間と限らず或は休業を繼續するかも知れない

女工を先頭に
本日示威行列

一方一般職工側は午後四時半工場を退出、幹部は全部四貫島の事務所に集合し實行委員と合して深更まで協議したが會社の休業通知は未だ受取り居らずコレが對策は今十九日決定する事とし

は右の報に接し[illegible]の爲め大警戒を行ふ事とした

小使も怠業
炊事出來ず

尚ほ電線製造所內庶務課の小使十餘名は之亦協議し上結束して職工應援を決議し此の旨實行委員まで申込み罷業した、コレが爲め傭員一同の炊事が出來ず、迷惑を感じてゐる

製鋼所職工も
示威行列
明日は又要求書

嘆願六箇條全部を拒絶され引揚げた住友製鋼所の實行委員九名は午後四時半就業を終つた職工一同を所內食堂に集めて會社が與へた回答書を讀み上げた

一千の職工中には激烈な語氣を吐く者もあつたが『吾々は初志貫徹の爲めには最善の努力を盡すべく今後の態度の總ては十九日決定するから午前七時から西九條の明治座へ集まつて下さい』と實行委員が職工大會の事を告げたので同五時素直に散會した、「此の會合に萬一の事があつては」と會社では午後五時を限度として食堂使用を許して居たが猶氣遣うてか鴻池組の法被を着た約二百名の仲仕は棒を提げて會社前の街路を練廻り西成線安治川口驛構內にも雪崩れ込んで物々しい光景を呈したが何等異狀が無いので手持無沙汰で引揚げた斯くて幹部と目すべき職工約七十名は午後六時から西九條驛前事務所に集合協議の結果更に六名の新部實行委員を加へて明二十日嘆願